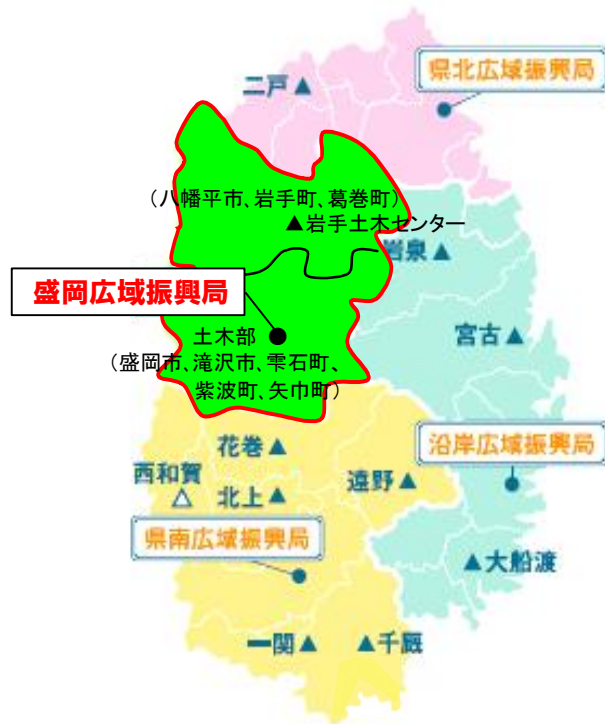


盛岡広域振興局 土木部 業務概要



築川ダム (盛岡市)



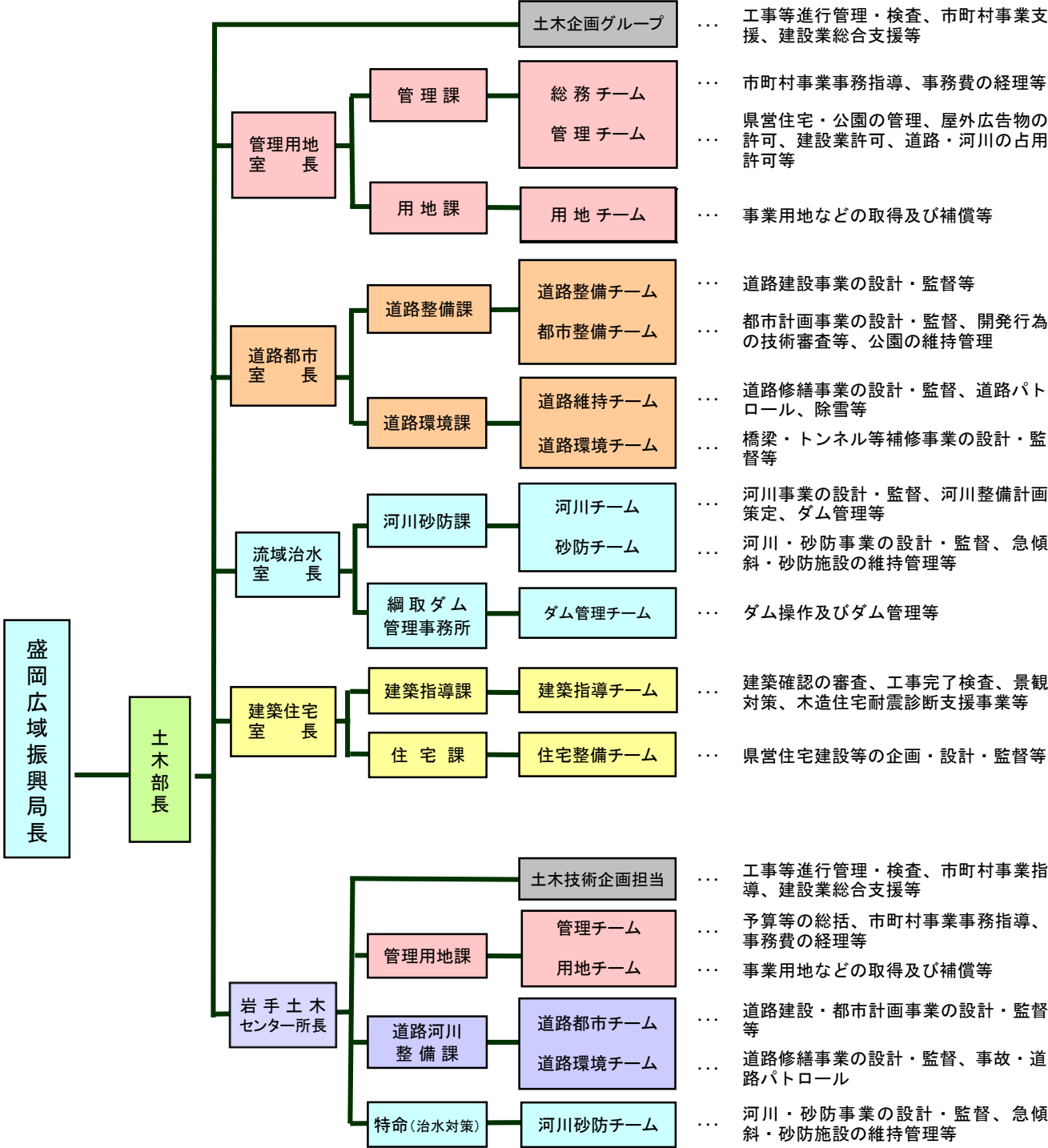
アスピーテライン (八幡平市)



主要地方道紫波江繋線 星山地区 (紫波町)

盛岡広域振興局土木部

組 織 図



- 盛岡広域振興局土木部
- 綱取ダム管理事務所
- 岩手土木センター

〒020-0023 盛岡市内丸11-1 盛岡地区合同庁舎 TEL019-629-6630
 〒020-0801 盛岡市浅岸字二ツ森25-34 TEL019-654-4055
 〒028-4307 岩手郡岩手町大字五日市9-48 TEL0195-62-2888

業務方針

基本方針

いわて県民計画(2019～2028)の第2期アクションプラン 地域振興プランを着実に推進し、県都を擁する圏域として、産業・人・暮らしの新たなつながりを生み出す連携の深化により求心力を高め、東北の拠点としての機能を担う地域の実現に取り組みます。

重点施策

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| (1)過去の教訓を踏まえた防災対策の推進 | (2)安心・快適な都市環境・生活環境の整備 |
| (3)産業経済活動を支える交通ネットワークの整備 | (4)既存施設の適正な維持管理 |
| (5)管内市町の事務執行の支援と情報共有 | (6)適正な許認可事務の執行 |

管 理 課 ・ 岩 手 土 木 セ ン タ ー 管 理 用 地 課

管内における市町の国庫補助事業等の事務指導業務、県営住宅・公園の管理業務、屋外広告物の許可、建設業の許可及び経営事項審査、道路及び河川の占用許可、開発行為の許可、県営建設工事及び建設関連業務委託の入札参加資格審査、特殊車両の通行許可等の許認可業務を行っている。

【指導業務】

- 市町の国庫補助事業等の事務指導
管内の市町が行う国庫補助事業の事務指導及び完了確認並びに県費補助金の交付事務を行います。

【管理業務】

- 県営住宅・公園の管理
住宅の入退去等の手続や家賃などの徴収を行います。
公園施設の管理を行います。

【許認可業務】

- 屋外広告物の許可
盛岡市内の地域を除く看板等の表示許可を行います。
- 建設業の許可
建設業法により定められている一定額以上の金額の工事を請け負うための許可を行います。
- 道路及び河川等の占用許可
道路や河川等において、土地の占用や工作物の設置等に関する許可を行います。
- 開発行為の許可
建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更(一定規模以上)を行う場合の許可を行います。
- 特殊車両の通行許可
車両の重量、幅、長さ等、一定の条件を超えた車両の通行許可を行います。
- 盛土規制法の許可
特定盛土等規制区域及び宅地造成等工事区域内での土地の形質の変更(一定規模以上)を行う場合の許可を行います。

管内の河川及び道路の管理者

<河 川>

- | | | |
|-----------------------------------|---|-------------------------|
| ・国土交通省：
(岩手河川国道事務所) | } | 一級河川北上川 盛岡市船田橋より下流 |
| | | 一級河川雫石川 一級河川葛根田川合流点より下流 |
| | | 一級河川中津川 一級河川米内川合流点より下流 |
| | | 一級河川南川(雫石町)、矢櫃川及び赤川の一部 |
| ・岩手県：国土交通省管理以外の一級河川 | | |
| ・市町村：準用河川及び普通河川(ただし、河川法の適用はありません) | | |

<道 路>

- ・国土交通省：一般国道4号及び一般国道46号
- ・東日本高速道路(株)：東北自動車道
- ・岩手県：国土交通省管理以外の一般国道、主要地方道及び一般県道
- ・市町村：市町村道

用地課・岩手土木センター管理用地課

道路や河川改修工事などを行うために、新たに土地の取得や建物の移転が必要となることがあります。このようなとき、県は所有者の方々から用地を提供していただくこととなります。また、この用地内にある建物などを移転していただくため、補償基準などに則った補償をすることになります。用地課では、このような事務を担当しており、事業がスムーズに進むように、皆さまのご協力をお願いしています。

● 工事に着手するまでの用地補償の標準的な流れ ●

●事業計画の策定

整備が必要な箇所から、緊急性や優先度などを総合的に判断して、整備箇所を決めます。



●事業説明会

事業の計画を説明し、地元の要望を聞き取ります。また、土地の立入りの承諾をもらいます。



●用地測量・物件調査

隣接所有者の土地との境界を確認します。用地測量をして、面積を確定します。また、移転が必要となる建物等を調査します。



●用地説明会

土地の所有者ごとの面積を提示します。また、補償単価を提示します。



●用地交渉

算定した補償金額を提示します。所有者とよく話し合い、協力についてお願いします。



●契約

補償内容について了解が得られましたら、契約書に押印をしていただきます。



●登記・物件移転

県で登記の申請を行います。物件移転の完了を確認します。



●補償金の支払い

登記や物件移転が完了した後、補償金をお支払いします。



●工事の実施

工事に着手します。工事完了後は維持管理を行います。



道路整備課・岩手土木センター（道路都市チーム）

道づくりは、より安全に、より快適な通行ができるように、交通量（歩行者、自転車、各種自動車）や流れ（どこから来てどこへ行くのか）を調査し、道路を取り巻く環境の変化及び市町村の要望などさまざまな事項を慎重に検討して、緊急度の高い箇所から工事を行っています。

また、御所湖広域公園と内丸緑地の維持管理を指定管理者と共に行い、多くの利用者が快適で安全に公園を利用していただけよう努めています。

令和8年度は、主要地方道紫波江繋線星山地区、都市計画道路盛岡駅本宮線杜の大橋及び一般国道282号佐比内地区ほかの整備を推進します。

● 産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備

交通ネットワーク道路の整備により、物流や観光地を結ぶ、安全で円滑な交通の確保を図ります。



【一般県道大ヶ生徳田線】盛岡市～矢巾町 徳田橋
(撮影: 令和7年4月)



【一般国道282号】八幡平市佐比内地区
(撮影: 令和8年3月)

● 道路の混雑緩和

幅の広い両側歩道の整備や4車線化等により、都市機能の充実や生活利便性の向上を図ります。



【都市計画道路盛岡駅本宮線】盛岡市 杜の大橋

(撮影: 令和8年3月)

道路環境課・岩手土木センター（道路環境チーム）

安全・安心で快適に道路を利用するためには、適時・適切な維持管理や修繕が必要です。そのために、道路パトロール、除排雪、交通安全施設の整備及び橋梁の耐震補強工事などに取り組みます。

● 安全な道路交通の確保

道路パトロール、路面補修や側溝の清掃などにより、安全を確保します。



道路パトロールによる路面の補修

● 除雪による安全な交通の確保

除雪作業により、冬期の安全な道路交通を確保し、物流をはじめ、県民の生活と社会活動の安定を確保します。



夜間における車道除雪作業

● 道路補修の充実

損傷劣化した舗装を打ち換え等により補修し、通行の安全性や快適性を確保します。



道路舗装の補修

● 冬期における安全な交通の確保

雪崩や地吹雪対策としてスノーシェルターや防雪柵により、危険箇所の解消を図るとともに、車道や歩道の融雪施設を整備し、車・歩行者の安全な交通を確保します。



ロードヒーティング

● 防災対策

落石や土砂崩れの危険性を調査し、対策を実施することにより、安全な交通を確保します。



道路法面对策

● 橋梁の防災対策の充実

橋梁の補強などにより機能を回復させ、既存施設の活用を図ります。



チェーンによる落橋防止装置

お願いと
お知らせ

- 道路はゴミ捨て場ではありません。ゴミは家まで持ち帰りましょう！！
- 交通事故等による道路施設の損傷および路面油処理は、原因者の負担となります。道路施設を損傷した場合には、必ずご連絡ください。
- 主要路線の路面情報（画像）を岩手県のホームページで提供しています。

<https://www.douro.com/allcamera.shtml>

河川砂防課・岩手土木センター（河川砂防チーム）

川と地域の人々との関わりを大切にして、洪水による災害を防ぎ安心して暮らせるように、更に、潤いに満ちた水と緑のオープンスペースとして川づくりを行います。
また、懸念される岩手山火山活動による災害を可能な限り抑えるため、火山防災対策を推進し人々の安全を確保します。

● 洪水被害の防止

洪水被害を防止するため、河川を整備します。整備にあたっては生物の生息環境に配慮し、自然を生かした多自然川づくりを推進します。



一級河川松川(盛岡市) (撮影: 令和8年3月)

● 災害箇所の早期復旧

地域住民の生命財産を守るため、被災した箇所は早期に復旧します。また護岸には多自然護岸を用いて自然環境に配慮した整備を行います。



一級河川馬淵川(葛巻町) (撮影: 令和5年11月)

● 土砂災害の防止

土砂災害を防止するため、砂防ダムや、斜面崩壊防止施設等を整備します。



上鶴飼の沢砂防堰堤(滝沢市) (撮影: 令和7年9月)

● 岩手山噴火対策の推進

万一の岩手山の噴火による災害を防止するため、既設ダムの嵩上げやダムを整備します。



平笠東沢砂防えん堤(八幡平市) (撮影: 令和6年10月)

● コミュニケーション(砂防ダム探検隊)

砂防について理解と関心を深めるため、地元小学生による砂防ダムの探検を実施しています。



● 土砂災害防止対策の推進

土砂災害防止法に基づき、がけ崩れ、土石流、地滑り等の土砂災害が発生する恐れのある地域を明らかにするための調査を行い、それにより警戒区域等の指定を順次進めています。



● 水辺に親しむ

地域の方々がより一層水辺に親しめるような、河川施設や砂防施設を整備しています。



木賊川(盛岡市、県営運動公園付近)

● 河川管理の充実

きれいな川を守るため、河川パトロールを行っています。ゴミの投棄を防止し、川をきれいにしましょう。また、河川に油を流出させないように、十分に注意しましょう。



油流出事故の回収作業

河川砂防課（築川ダム）

■ ダムの概要

築川は、盛岡市東端の岩神山（標高 1,103m）に発し、途中、根田茂川を合流しながら流下して、盛岡市街で北上川と合流しています。

築川流域は良好な自然環境を有していますが、台風期の豪雨によって、下流域ではこれまで度々洪水被害を受けています。平成 14 年 7 月の台風 6 号による降雨で築川橋付近の堤防が決壊し、261 世帯に避難指示が出されたほか、約 4 億円の土木施設被害が発生しました。

築川ダムは、このような洪水被害の低減、既得取水の安定化、環境保全、水道用水の供給、発電を目的として昭和 53 年から建設事業に着手し、令和 3 年 7 月に竣工した多目的ダムです。

ダムの種類：重力式コンクリートダム

貯水量：1,910万立法メートル

ダムの長さ：242.7m

ダムの高さ：77.2m

ゲート：-（自然流下式）

総事業費：約530億円



築川ダム全景（撮影：令和3年6月）



東北・北海道補助ダム会議現地視察（撮影：令和7年11月）

綱取ダム管理事務所

■ ダムの概要

中津川は、北上山地阿部館山（標高 1,218.4m）に源を発し、盛岡市内を流れて北上川へ注いでいます。

この川は、サケが昇る川として盛岡市民に親しまれ、“水の街”盛岡のシンボルともなっていますが、ひとたび豪雨に見舞われるとたちまち氾濫し、盛岡市中心部に大きな被害を与えてきました。

綱取ダムは、このような災害や、人口の増加に伴う水需要、エネルギー需要の増加などの懸案事項を解決するために計画され、昭和 49 年から 57 年までの 9 年と約 160 億円の費用を投じて建設されました。



湖面から堤体を望む



上空から見た綱取ダム

ダムの種類：重力式コンクリートダム

貯水量：1,500万立方メートル

ダムの長さ：247 m

ダムの高さ：59 m

ゲート：コンジットゲート 1門

バルブ：ホロージェットバルブ 2基

建築指導課

建築基準法に基づく建築物の確認や検査及び建築相談により、安全で安心な建物づくりへの要請に応えています。

また、宅地建物取引業法による受付業務、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、ひとにやさしいまちづくり条例、景観法による届出への指導を行っています。

- 建築確認申請等

建築物を建てる前の計画の確認、工事が完了した後の完成検査を行います。

- 宅地建物取引業・宅地建物取引士

土地や建物の斡旋業務を営もうとする場合の免許申請や、取引士の登録に関する受付を行います。

- 省エネ

原則すべての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けられ、建築確認申請時に適合状況の審査を行います。

- ひとにやさしいまちづくり

すべてのひとの利用に配慮した環境の整備を促進するため、建築物等の指導を行っています。

- 景観づくり

地域の特性を活かした優れた景観の保全と創造を図るため、届出等への指導を行っています。



住宅課

県内の県営住宅の建設事業及び改善事業の企画・設計や盛岡広域振興局管内の県営住宅の工事監理を行っています。また、管内市町が建設する公営住宅の技術的助言を行っています。

- 県営住宅とは

低所得者および中堅所得者向けの賃貸住宅として、国の補助を受けて県が建設した住宅です。盛岡管内には23団地3,126戸の県営住宅が整備されています。

- 既存県営住宅の改善

既存の老朽化した県営住宅の居住水準を向上させるため、

- 改善事業

(浴室や給湯設備を改善したり、高齢者への対応や断熱性能を向上させる改善工事など)

- エレベーター改修事業

(老朽化し耐震性能の劣るエレベーターの安全性を確保する改善(改修)工事など)

などの事業を行っています。



県営 南青山アパート
住戸のほか、支援センターや集会所など、入居者の見守りや交流の拠点となる環境の提供に努めています。